

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（案）について

平成 25 年 2 月 27 日  
原子力規制庁

## 1. 経緯

- 東電福島第一原子力発電所は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、炉心損傷等の原子力事故が発生したことから、その危険な状態に対処するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 64 条第 1 項に基づいて、応急の措置を講じているところ。
- 東電福島第一原子力発電所の特別な状況は今後も続くことが想定される中、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、原子力規制委員会は、法第 64 条の 2 第 1 項に基づき、平成 24 年 11 月 7 日に「特定原子力施設」として東電福島第一原子力発電所の原子炉施設を指定した。その際に、「措置を講ずべき事項」を事業者に示し、当該施設の保安等の措置を実施するための計画（実施計画）の提出を求め、平成 24 年 12 月 7 日に実施計画を受領した。
- 現在、原子力規制委員会は、外部専門家を含む特定原子力施設監視・評価検討会等において、実施計画の審査を行っているところ。
- 実施計画の内容を踏まえ、法第 64 条の 4 の規定に基づき、特定原子力施設として指定された東電福島第一原子力発電所の原子炉施設に対する法の特例を定める政令を制定する。

## 2. 政令内容

### (1) 原子炉等規制法の規定の適用（第 1 条関係）

東電福島第一原子力発電所の原子炉施設の状況に鑑みて、当該原子炉施設に対する法の規定の適用関係を整理することとする。

具体的には、実施計画の認可に伴い、法第 26 条第 1 項（第 23 条第 2 項第 5 号に係る部分に限る）、第 27 条から第 29 条まで（1～4 号炉に限る）、第 37 条及び第 43 条の 2 の規定を除き、法の規定を適用することとする。

### (2) 独立行政法人原子力安全基盤機構への事務の委託（第 2 条関係）

原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 64 条の 3 第 7 項に規定されている実施計画の遵守状況の検査の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構へ委託することとする。

## 3. 今後の予定

- 3 月 5 日 閣議決定
- 3 月 8 日 公布即施行

東電福島第一原子力発電所の主な法令の規定の適用関係について(実施計画認可後) <参考>

1~4号炉

5, 6号炉

- 設置変更許可(原子炉等規制法第26条第1項5号)
- 設工認(原子炉等規制法第27条)
- ★ 使用前検査(原子炉等規制法第28条)
- ★ 溶接検査(原子炉等規制法第28条の2)
- ★ 施設定期検査(原子炉等規制法第29条)
- 記録(原子炉等規制法第34条)
- 保安及び核物質防護上の措置(原子炉等規制法第35条)
- ★ 保安規定(原子炉等規制法第37条)
- ★ 核物質防護規定(原子炉等規制法第43条の2)
- 廃止措置(原子炉等規制法第43条の3の2)
- 主務大臣等への報告(原子炉等規制法第62条の3)

- 設置変更許可(原子炉等規制法第26条第1項5号)
- 工事計画の認可(電気事業法第47条)
- 使用前検査(電気事業法第49条)
- 溶接事業者検査(電気事業法第52条)
- 定期検査(電気事業法第54条)
- 記録(原子炉等規制法第34条)
- 保安及び核物質防護上の措置(原子炉等規制法第35条)
- 保安規定(原子炉等規制法第37条)
- 核物質防護規定(原子炉等規制法第43条の2)
- 廃止措置(原子炉等規制法第43条の3の2)
- 主務大臣等への報告(原子炉等規制法第62条の3)

政令で適用を除外する規定
  原子力規制委員会規則で、特別な措置を行う規定
  通常の炉と同様に適用する規定

今後は実施計画の認可等により措置
  今後は実施計画の遵守状況の検査により措置

(案)

番 号

年月日

内閣総理大臣 名 殿

環境大臣 名

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について  
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律の特例に関する政令について

標記政令を制定する必要があるので、別紙政令案及び理由を添えて  
閣議を求めます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令案

内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の四及び第七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用）

(案) 第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第

一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第二十六条第一項（法第二十三条第二項第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第二十七条から第二十九条まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第三十七条及び第四十三条の二の規定並びにこれらの規定に係る

罰則を除く。)を適用する。

(独立行政法人原子力安全基盤機構への事務の委託)

第二条 原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る法第六十四条の三第七項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、法第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「に規定する」とあるのは、「並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第 号）第二条第一項に規定する」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法第六十四条の三第一項の認可前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の三第一項の認可があつた場合における同法の規定の適用の特例を定める等の必要があるからである。